

Ⅲ 令和5年度の指導監査の実施状況及び 令和6年度の指導監査について

(保育、教育・保育関係)

主な説明事項

- 1 令和5年度の主な指摘・助言事項
- 2 教育・保育の計画
- 3 自己評価
- 4 睡眠中の呼吸確認
- 5 誤飲・誤嚥
- 6 散歩などの園外活動
- 7 置き去り・見失い
- 8 プール活動・水遊び
- 9 感染症
- 10 マニュアル・手順書
- 11 保育要録及び
園児指導要録
- 12 子どもの人権

1 令和5年度指導監査結果 主な指摘・助言事項

指摘・助言事項（抜粋）

- ◆ 0歳児の「短期的な計画」を作成していなかった。
- ◆ 3歳未満児の「個別的な計画」を作成していなかった。
- ◆ 障害のある子どもの保育について、「支援のための計画」を個別に作成していなかった。
- ◆ 認可保育所の「保健計画」、幼保連携型認定こども園の「学校保健計画」を作成していなかった。
- ◆ 保育所の自己評価を行っていなかった。

1 令和5年度指導監査結果 主な指摘・助言事項

指摘・助言事項（抜粋）

- ◆ 保育所の自己評価は行っていたが、結果を公表していなかった。
- ◆ 保育所の自己評価の結果の公表を年度内に行っていなかった。
- ◆ 0歳児、1歳児の睡眠中の呼吸確認について、記録がなく行っていることが確認できなかった。
- ◆ 0歳児、1歳児の睡眠中の呼吸確認について、一部の時間帯の記録がなく行っていることが確認できなかった。
- ◆ 0歳児、1歳児の睡眠中の呼吸確認について、土曜日の記録がなく行っていることが確認できなかった。
- ◆ 0歳児、1歳児の呼吸確認を一人ひとり、記録していなかった。（クラスでまとめて記録していた。）

2 《教育・保育の計画》

◆「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づいて必要な計画を適切に作成します。

(1)「全体的な計画」

各教育・保育施設の方針や目標に基づき、子どもの発達を踏まえ生活の全体を通して、総合的に展開されるように作成します。

(2)「指導計画」

○指導計画は、子どもの生活や発達を見通した「長期的な指導計画」と、より具体的な子どもの日々の生活に即した「短期的な指導計画」の2種類を作成します。

○長期と短期の期間の範囲については、各園の実情に応じて作成します。

○「個別的な計画」

3歳未満児の個別的な計画を作成します。(認可保育所)

満3歳未満の園児の個別的な計画を作成します。(幼保連携型認定こども園)

○「障害のある子どもの支援のための計画」

障害のある子どもの保育については、個別支援計画と個別支援日誌を作成します。

他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画に位置づけ、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成します。

* 個別支援日誌は、保育の内容や子どもの様子を日々記録し、次の指導計画の作成等に活用します。

○長時間にわたる保育、長時間にわたる教育及び保育について

「長時間にわたる保育」、「長時間にわたる教育及び保育」を指導計画に位置付けます。

子どもの発達過程、生活リズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に記載します。

* 延長保育を利用している子どもだけではなく、全ての子どもが対象です。

教育・保育施設に通う子どもの心身の健やかな発達を保障できるよう、様々な配慮が必要です。

(3)「保健計画」「学校保健計画」

全体的な計画に基づいて、一人ひとりの子どもの健康の保持及び増進のため、子どもの健康に関する保健計画、学校保健計画を作成します。

(4)「食育計画」

全体的な計画に基づいて、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を作成します。

【保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱、保育所における感染症対策ガイドライン等】

3 《自己評価》

◆教育・保育施設は、自らその提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

教育・保育施設の自己評価は、保育士等の自己評価などを踏まえ、全職員による共通理解の下で取り組みます。

【認可基準条例、確認基準条例、市評価要綱、

認定こども園法第23条、認定こども園法施行規則第23条、幼保連携型認定こども園教育・保育要領】

保育所・幼保連携型認定こども園の自己評価

	保育所	幼保連携型認定こども園
実施方法	全職員の共通理解をもって、保育所の自己評価を実施し、改善を図る。	設置者は教育及び保育等の状況、その他の運営の状況について自己評価を行い改善を図る。
公表	保育所の自己評価の結果を公表する。 ※ <u>年度内(3月31日まで)</u> に公表する。	幼保連携型認定こども園の自己評価の結果を公表する。

◆保育所の自己評価の公表についての留意点

保育所の自己評価の結果の公表は、年度内(3月31日まで)に行い、年度を越えないようにしてください。

第三者評価を受審した場合も保育所が、「保育所の自己評価」を公表します。

公表の方法

- ・「園便り」などの定期的な通信への掲載、配布
- ・「保育所のホームページ」や地域の広報誌への掲載、配信
- ・「園内掲示」の場合、保護者がいつでも見られる場所に掲示する。

4 《睡眠中の呼吸確認》

◆睡眠中は、次の点に留意します。

(1)睡眠中の子どもの寝つきや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態等をきめ細かく観察します。0歳児は5分に1回、1歳児は10分に1回呼吸確認(ブレスチェック)を行い、以下の点を毎回チェックします。

- ・ 十分な観察ができる明るさの確保
- ・ 顔面および唇の色の確認
- ・ 鼻や口の空気の流れや音の確認
- ・ 呼吸に伴う胸郭の動きの確認
- ・ 体に触れて体温確認

(2)睡眠中は時間の長さや時間帯に関わらず、全ての時間帯において、年齢に即した適切な時間間隔で、一人ひとりの呼吸確認(ブレスチェック)を行い、一人ひとり記録します。

- ・土曜日や午前寝、夕方に寝た時も漏れがないように記録します。園外保育中やベビーカー、おんぶなどで寝た時も呼吸確認(ブレスチェック)を行いましょう。
- ・呼吸確認(ブレスチェック)表には、確認した時刻、確認者を記録します。
- ・呼吸確認(ブレスチェック)表は、常に確実な記録ができるようにします。できるだけ全ての時間が記録できる様式を使用しましょう。

(3) 乳児は仰向けに寝かせます。(医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合は除きます。)

(4) 呼吸確認(ブレスチェック)表の保存期間は1年(翌年度末まで)です。

(5) 子どもを一人にしないことなど、安全な睡眠環境を整えましょう。

* ブレスチェックセンサーを使用している場合も、保育者が必ず一人ひとりの子どもに触れて確認します。

【保育所保育指針、保育施設における子どもの安全対策等の徹底について(2)睡眠中の安全対策の徹底】

5 《誤飲・誤嚥》

◆食事

年齢月齢にかかわらず、普段食べているどんな食材も窒息につながる可能性があります。適切な食事の援助や観察をしっかりと行いましょう。

- ・子どもの食事に関する情報や当日の子どもの健康状態等、職員間で共有します。
- ・咀嚼や飲み込みなどの発達状況にあった食事内容にします。
- ・子どもが自発的に口に入れ、飲み込むようにします。
- ・水分補給は、食事前・食事中適宜行います。無理に飲み込ませないようにしましょう。
- ・眠くなっている子どもには、無理に食べさせず、個別に配慮します。
- ・苦手な物を無理に食べさせることは、誤嚥・窒息につながり危険です。

◆環境設定

食材はもちろんのこと、施設内の安全点検の際には小さなサイズの遊具や備品についても誤飲・誤嚥の可能性がないか定期的に確認しましょう。

- ・マグネット(丸磁石のような小さなサイズ)の誤飲は、重篤な事故につながります。
- ・植物は実が成長する間、誤飲・誤嚥の可能性のあるサイズになります。子どもが誤って口に入れることがないように、育てる植物を検討するなど、環境を工夫しましょう。
- ・飲み込んだものが薬品等の場合、吐かせて良い場合と吐かせてはいけない場合があります。内閣府のガイドライン等を確認し、適切な対処方法を把握しましょう。

* 誤飲・誤嚥の可能性のあるサイズ形状

球形の場合は 直径4.5cm以下のもの。球形でないものは直径 3.8cm以下のもの。

6 《散歩などの園外活動》

◆事前に共通認識、情報共有を行い以下の点に留意します。

- ・散歩マップでルート、危険箇所を確認し、定期的に見直しをします。
- ・散歩マニュアルで役割分担の確認、個々の子どもの配慮事項を共有します。
- ・応急処置、心肺蘇生など緊急事態への対応を共有し、危機管理訓練を実施します。
- ・子どもに対して、交通安全教育を行い、保護者へ散歩の意義やリスクの説明をします。
- ・ベビーカー、散歩バギーなどの安全点検(タイヤ、ブレーキ、ベルトなど)を行います。

◆当日の確認事項

- ・日時、目的地、出発時間、帰園予定時間、子どもの人数、引率者などを事前に記録します。
- ・人数確認(散歩前、散歩中、散歩後)を適宜複数で行います。
- ・公園の安全点検(遊具点検、遊具回りのごみや吸い殻等、不審者、死角、日射による高温になった遊具等)をします。
- ・散歩中は、役割分担を行い、死角を作らないように保育しましょう。

【保育所保育指針、保育中の安全管理について(依頼)、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン】

7 《置き去り・見失い》

- ◆保育中の“見失い”は、交通事故や転落事故、夏などであれば熱中症といった重大事故に結びつきかねません。園内や園外に関わらず人数確認をしましょう。
 - ・人数確認は、リーダーだけでなく、必ず複数で声を出して行います。
 - ・「〇人」と数字での確認だけでなく、子ども一人ひとりを確認します。
 - ・子どもの動向の確認はできているか、職員の立ち位置はどうか、職員同士の声の掛け合いは十分かなど確認します。
 - ・子どもが移動する際に見失いが起きそうな場所を把握します。

【保育所保育指針、保育中の安全管理について(依頼)、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン】

8 《プール活動・水遊び》

◆安全対策

注意すべきポイントを押さえて、事故を未然に防ぎましょう。

- ・職員間で役割分担し、連携します。(監視者と指導者などの役割)
- ・監視者は監視に専念します。
- ・監視エリア全域をくまなく監視します。
- ・動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを早く見つけます。
- ・規則的に視線を動かしながら監視します。

- ・タライやバケツ、洗面器などに水をためて行う水遊びの場合も、監視者が必要です。
- ・十分な監視体制の確保ができない場合は、プール活動や水遊びの中止も選択肢とします。
- ・時間的余裕をもってプール活動を行います。
- ・安全のため、プールの水は毎回抜きます。

【教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン等】

◆衛生管理

感染予防として、プールの水を適切な濃度の塩素で消毒することが重要です。

- ・「遊泳用プールの衛生基準」に従い、遊離残留塩素濃度が0.4mg/Lから1.0mg/Lに保たれるよう毎時間水質検査を行い、濃度が低下している場合は、消毒剤を追加するなど、適切に管理します。
- ・排泄が自立していない乳幼児は個別のタライ等を用いて、他者と水を共有しないよう配慮します。

- 低年齢児が利用することの多い簡易ミニプール(ビニールプール等)についても、2人以上で入る場合は、水質管理を行います。
- プール遊びの前後には、シャワーを用いて、汗等の汚れを落とします。
- プール遊びの前に、流水を用いたお尻洗いも行います。
- プール活動・水遊びを実施した際は、日時、子ども及び職員の人数、監視者名、入水時の水質検査の結果(残留塩素濃度)を記録します。

【保育所における感染症対策ガイドライン等】

9 《感染症》

◆感染症に関する基本的事項

乳幼児の生活と行動の特徴、生理的特性を踏まえ、感染症に対する正しい知識や情報に基づき、全職員が清潔を保つことや職員の衛生知識の向上に努めることが重要です。

- (1) 教育・保育施設における感染症対策では、抵抗力が弱く、身体の機能が未熟であるという乳幼児の特性等を踏まえ、適切に対応します。
- (2) 集団での午睡や食事、遊び等では子ども同士が濃厚に接触することが多いため、飛沫感染や接触感染が生じやすいということに留意が必要です。

◆感染症対策の具体的な取組事例

(1)手拭きタオル

共用せず、個人持参のタオルを使用する際は、タオル同士が密着しないように間隔を空けて掛けます。

(2)歯ブラシ

歯ブラシは個人専用とし、他の子どものものを誤って使用させたり、保管時に他の子どものもものと接触させたりしないようにします。

(3)コップ

共用せず、衛生的に保管します。

(4) トイレ

- ・便器、汚物槽、ドア、ドアノブ、蛇口や水まわり、床、窓、棚、トイレ用サンダル等を日々の清掃及び消毒で清潔に保ちます。

*流行している感染症に応じた消毒及び清掃を行うことも必要です。

*消毒薬は、子どもの手の届かない所に保管します。

(5) おむつ交換

- 手順を職員間で徹底します。
- おむつ交換は、一定の場所で行います。
- おむつ交換は個別シートを使用するか、マットや着脱用の台を共用している場合は、その都度、消毒を行います。
- おむつ交換後、特に便処理後は、その都度、石けんを用いて流水でしっかりと手洗いをを行います。
- 交換後のおむつは、直接床等に置かないようにします。
- 交換後のおむつは、ビニール袋に密閉した後に蓋つき容器等に保管し、保管場所は消毒します。

(6)嘔吐処理

- ・嘔吐処理の手順書を作成します。応援の職員を呼び、他の子どもを別室に移動させるなど、職員の役割分担を手順書に記載して、職員で共有します。
- ・常に嘔吐物の処理用具を準備しておき、迅速に対応できるよう体制を整えます。
- ・消毒薬の種類に合わせて、用途、希釈方法等正しい使用方法を守ります。
- ・消毒薬は、子どもの手の届かない所に保管します。
- ・嘔吐物の処理用具の例（バケツなどにまとめ、複数準備しましょう。）

使い捨て手袋

ビニール袋

使い捨てマスク

使い捨て雑巾

使い捨て袖付きエプロン

消毒容器

【保育所における感染症対策ガイドライン】

10 《マニュアル・手順書》

◆全職員が同じ事故防止や感染症予防のための対応ができるように、以下のようなマニュアルや手順書を作成し施設内で共有します。

○呼吸確認(ブレスチェック)

○おむつ交換

○散歩などの園外活動

○嘔吐処理

○プール活動・水遊び

○食物アレルギー事故防止対策

・手順書については、監査課の「説明会資料」、「自己点検表」の中に、必要なポイントが記載されています。作成の際にご活用ください。

11 《「保育所児童保育要録」及び 「幼保連携型認定こども園園児指導要録」》

- ◆「保育所児童保育要録」及び「幼保連携型認定こども園園児指導要録」を作成します。
 - (1) 原本を保存し、写し(認定こども園については抄本又は写し)を小学校に送付します。
 - (2) 原本は、当該児童が小学校を卒業するまでの間保存します。(認定こども園において、学籍に関する記録については20年間保存します。)

【横浜市保育所児童保育要録取扱要綱、幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について】

12 《子どもの人権》

- ◆保育を行う上で重要な「子どもを尊重する」ことや「子どもの人権擁護」について、意識を高め、常に子どもの気持ちに寄り添った保育を行います。

セルフチェック、園内ミーティング、園内研修、外部研修など、全職員で保育を振り返り、人権意識を高めましょう。

『よりよい保育のためのチェックリスト～人権擁護のために～（横浜市こども青少年局）』

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/shisetsu_oshirase.files/0149_20200615.pdf

『よりよい保育のために（園内研修用動画配信）（横浜市こども青少年局）』

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/20230330102235041.html>

【認可基準条例10条、19条、確認基準条例26条、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領】